

③土地と土地の間に幅員6mを上限とする道路または水路(※2)が介在する場合でも、一体性が確認できれば、一団の農地等として認められる場合があります。

※2 道路または水路
公道等(官地)が前提であり、路地状敷地などの通路(民地)は対象外となります。また、道路と水路の両方が介在する場合には、合算幅員6mを上限とします。

指定ができない土地は

①農地法第4条または第5条(宅地等への転用)の届け出が行なわれていない農地等

②都市計画事業の認可または承認が行われている施設の区域と重複する農地等

③おおむね1年以内の工事着手が確実で、主要な生活道路の区域と重複する農地等

④計画的な市街地形成を図るうえで、土地区画整理事業等の施行に支障があると認められる農地等

⑤高度利用地区(※3)に指定されている区域内の農地等

※3 高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を図るため、建ぺい率および容積率の割増や壁面後退などの都市計画を個別に定めた地区です。

説明相談会および申請の受け付け等

■説明相談会

日程 10月1日(火)～11月29日(金) 9時～17時

※土・日曜日、祝日を除く

場所 都市整備課または各総合支所
持参するもの 位置図(農地等の位置が分かる地図)、公図の写し、土地登記簿謄本、現況写真

■申請の受け付け

日程 12月2日(月)～20日(金) 9時～17時

※土・日曜日を除く

場所 都市整備課
持参するもの 説明相談会でお知らせします。

※日程等の詳細のほか、生産緑地地区の制度内容、固定資産税等の評価方法を示した資料については、菖蒲地区、栗橋地区および鷺宮地区の市街化区域内に農地を所有している全ての方へ、8月中に郵送する予定です。

問合せ 都市整備課公園係

(内線3745)



公文書館 第4回企画展

「公文書館所蔵資料のご案内」
「過去から学ぶ市民学習のヒント」

公文書館が所蔵する数々の歴史資料の中から、利用しやすく、かつ、興味ある資料を、よりすぐってご紹介いたします。

初級編では、利用者からの各種相談に対して、公文書館職員がご案内することが多い資料を中心に紹介します。

中級編では、既刊の『久喜市史』などでは触れられていない、初めて公開する資料を中心に、分かりやすくご紹介いたします。

市民学習のヒントになるものが発見できるかもしれません。足を運んでみませんか。

初級編より



旧公図

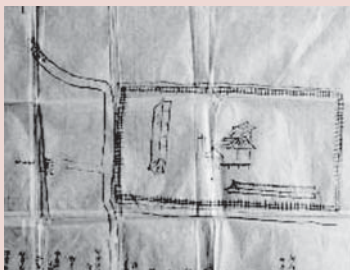


例規集

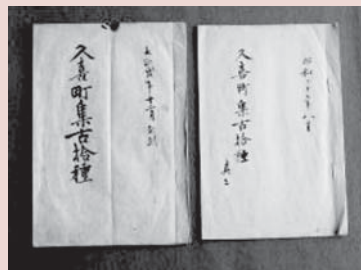


広報紙

中級編より



江戸時代の絵図の写し



「久喜町集古拾種」
「久喜町集古拾種 其三」

開催期間 8月20日(火)～10月31日(木) (土曜日、祝日を除く)
開催時間 9時～17時
場所 公文書館1階展示室
入館料 無料
問合せ 公文書館公文書係 ☎23-5010